

# 集合財産譲渡担保の手法上の諸問題

2008年1月30日

青 山 善 充

## 1 集合動産譲渡担保（対抗要件の具備の方式を問わない）

### (1) 譲渡担保権者による実行手続

#### (i) 私的実行＝直接占有を取得して清算する方法（実務）

- ・譲渡担保実行通知（これにより「固定化」）→引き上げ（債務者の協力が得られないときは、給付訴訟・強制執行、それまでの間接占有移転禁止仮処分・引渡断行仮処分）→清算
- ・実行着手後、同一保管場所に搬入された動産には、譲渡担保の効力は及ばない（?）。

#### (ii) 担保権実行としての動産競売（民執190条）は可能（一部学説）か

- ・この場合に、当初の設定契約書は「担保権の存在を証する文書」（民執190条2項）に当たるか。

【1】〈参考〉最判平成18年10月27日金融・商事判例1257号26頁（留置権に基づく自動車競売において必要な「担保権の存在を証する確定判決」とは、債権者が占有していることを認定していなくてもよい）

### (2) 設定者の一般債権者による強制執行、先取特権者による動産競売

#### (i) 譲渡担保権者には第三者異議の訴え（民執38条）が認められる

【2】最判昭和58年2月24日判例時報1078号76頁（個別譲渡担保物件に対する一般債権者による強制執行のケース）

【3】最判昭和62年11月10日民集41巻8号1559頁（集合物譲渡担保の構成部分たる動産に対する動産売買先取特権者による競売のケース）

#### (ii) 譲渡担保権者による優先配当要求（民執133条）は可能か

- ・「先取特権又は質権を有する者」に読み込む（?）。

### (3) 設定者（納税義務者）に対する国税滞納処分としての動産の差押え

- ・譲渡担保権者が差押えの取消しを求めた場合どうなるか。
- ・法定納期限以前に第三者対抗要件を備えた譲渡担保であれば、法定納期限後に搬入さ

れた動産にも譲渡担保権の効力は及ぶ、と解してよいか（後述【6】参照）。

(4) 同一集合動産に対し重複して譲渡担保を設定することの可否、後順位担保権者による私的実行の可否

【4】最判平成18年7月20日民集60巻6号2499頁（重複設定は許されるが、後順位担保権者による私的実行としての引渡請求は認められない）

(5) 集合動産譲渡担保設定者の倒産と担保権利者の権利行使

(i) 「固定化」（＝搬入搬出がなくなり目的物の範囲が確定すること）の時期

(a) 設定者の倒産手続開始により集合動産譲渡担保は、「固定化」されるか。すべての倒産手続で同じか。

・開始決定後、同一場所に搬入される動産に譲渡担保権の効力は及ぶか。

・倒産者（管財人）は、開始決定後、その場所から適法に動産を搬出できるか。

(b) 譲渡担保権実行手続の着手（通知）後、倒産手続が始まったときは、どうか。

(ii) 倒産手続の種類による違い

(a) 設定者の破産、特別清算

・譲渡担保権者は取戻権（破62条）もしくは別除権（65条）→管財人、特別清算人を相手に私的実行可能

(b) 設定者の民事再生

・譲渡担保権者は、取戻権（民再52条）もしくは別除権（民再53条）の行使により私的実行可能。

・この場合の引上げ請求の対象になる動産の範囲は、開始決定時のものか、実行通知時のものか（「固定化」の時期）。

・私的実行の根拠が別除権とすれば、倒産債務者等は担保権消滅請求（民再148条）可能か。

(c) 設定者の会社更生

・担保権者は、更生担保権（会更2条10項）。管財人は、担保権消滅請求（会更104条）可能。

【5】最判昭和41年4月28日民集20巻4号900頁（工場備付けの機械につき、取戻権を否定、更生担保権とする）

## 2 集合債権譲渡担保（対抗要件の具備の方式、予約・停止条件付か否かを問わない）

### (1) 譲渡担保権者による実行手続

#### (i) 本契約登記型

債務者対抗要件＝債権譲渡通知書（または第三債務者の承諾書）＋登記事項証明書の発送→第三債務者への支払要請→回収（協力を得られないときは、給付訴訟）

#### (ii) 本契約通知承諾型

取立権の解除通知書の発送→第三債務者への支払要請→回収（協力を得られないときは、給付訴訟）

#### (iii) 予約型・停止条件型

予約完結通知書または債権譲渡通知書の発送（または第三債務者の承諾書）→第三債務者への支払要請→回収（協力を得られないときは、給付訴訟）

・実行手続着手の効果（「固定化」？）

### (2) 設定者の一般債権者による、集合債権を構成する個別債権への債権執行

・優劣は、譲渡担保の第三者対抗要件と差押命令の第三債務者への送達の前後による。

### (3) 設定者（納税義務者）に対する国税滞納処分としての債権差押処分

・譲渡担保権者が差押えの取消しを求めた場合どうなるか。

【6】最判平成19年2月15日民集61巻1号243頁（法定納期限以前に第三者対抗要件を備えた将来債権の譲渡担保においては、目的債権は確定的に担保権者に譲渡されており、債権が将来発生したときは、担保権者は設定者の特段の行為を要することなく当然に当該債権を取得する（差押処分は違法として取消し））

### (4) 集合債権譲渡担保設定者の倒産と担保権利者の権利行使

#### (i) 「固定化」（＝債権の発生消滅がなくなり目的債権の範囲が確定すること）の時期

(a) 設定者の倒産手続開始により集合債権譲渡担保は、固定化されるか。すべての倒産手続で同じか。

・開始決定後発生した債権に譲渡担保権の効力は及ぶか（否定説×肯定説）

・倒産者（管財人）は、開始決定後発生した債権を自由に取り立てられるか。

(b) 譲渡担保権実行手続の着手（通知）後、倒産手続が始まったときは、どうか。

#### (ii) 倒産手続の種類による違い

(a) 設定者の破産、特別清算

・譲渡担保権者は管財人、特別清算人に対して、実行を通知し、第三債務者から直

接回収できる。

(b) 設定者の民事再生と会社更生

- ・伊藤真説：否定説から部分的肯定説(担保権実行=処分権剥奪の時点で分ける) = 「倒産処理手続と担保権—集合債権譲渡担保を中心として」NBL872号(2008年) 60頁
- ・伊藤説への疑問

以 上